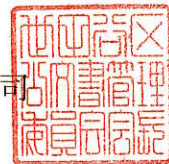




答 申 第 2 1 号
令和7年8月1日

世田谷区長
保 坂 展 人 様

世田谷区公文書管理委員会
会 長 野 村 武 司



令和7年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する
意見聴取について（答申）

令和7年6月13日付諮問第21号で依頼のあった「令和7年度に作成する保存
期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について」に関し、
当委員会において目録を確認した結果、No. 115 を除き目録に記載の公文書を廃棄す
ることは妥当であると認めます。

なお、No. 115 については、常用文書に該当すると認められるため、常用として管
理するよう求めます。